

文京区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例

1 改正概要

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>（既存建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第四条 法第三条第二項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。</p> <p>一 増築又は改築が、法第三条第二項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続き当該規定（当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第五十二条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで並びに法第五十三条の規定並びに法第六十八条の二第一項に基づく条例の建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第百三十六條の二の五第一項第二号及び第三号</u>の制限を定めた規定に適合すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>第五条から第七条まで（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成三十年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>（既存建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第四条 法第三条第二項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。</p> <p>一 増築又は改築が、法第三条第二項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続き当該規定（当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第五十二条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで並びに法第五十三条の規定並びに法第六十八条の二第一項に基づく条例の建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第百三十六條の二の四第一項第二号及び第三号</u>の制限を定めた規定に適合すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>第五条から第七条まで（略）</p>

別表（第三条関係）			別表（第三条関係）		
(あ)	第一種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	一 三階以上の部分を法別表第二（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの 二 <u>法別表第二（り）項第二号及び第三号に掲げるもの</u>	(あ)	第一種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	一 三階以上の部分を法別表第二（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの 二 <u>法別表第二（ち）項第三号及び第四号に掲げるもの</u>
(い)	第二種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	(略)	(い)	第二種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	(略)
(う)	第三種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	(略)	(う)	第三種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	(略)
(え)	第四種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	(略)	(え)	第四種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	(略)
(お)	第五種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	(略)	(お)	第五種中高層階住居専用地区内に建築してはならない建築物	(略)

3 施行予定日

平成30年4月1日（改正される法の施行日と同日）